

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年6月24日 14:00発表

## 連絡先

中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 奥田、唐澤

TEL 052-952-8038

中部運輸局岐阜運輸支局

輸送・監査担当 伊藤、細川

TEL 058-279-3714

## トラック事業者を車両停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 田中重機運輸

住所：愛知県一宮市北方町北方字沼上3-1

代表者：伊藤 建也

営業所：岐阜営業所

営業所所在地：岐阜県岐阜市東鶉5-172-3

2. 行政処分等の概要

貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、令和元年6月24日付けで、当該事業者（岐阜営業所）事業用自動車の使用停止230日間（6両×32日間、1両×38日間）及び文書警告を行いました。

3. 法令違反の概要

行政処分を科され、指摘された法令違反の改善が完了しない当該事業者（岐阜営業所）に対し監査を実施した結果、運転者の勤務時間及び乗務時間、点呼の実施状況などの違反事実を確認しました。

（法令違反の詳細は次項）

#### 4. 法令違反内容及び違反条項

- ① 届出を行わず営業所別配置車両数を変更していた。  
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)  
(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ③ 運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- ④ 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- ⑤ アルコール検知器を有効な状態で保持していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)
- ⑥ 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑦ 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- ⑧ 乗務等の記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑨ 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- ⑩ 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- ⑪ 運行指示書を作成していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- ⑫ 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- ⑬ 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- ⑭ 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条第1号)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況(中部運輸局管内)

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 当該行政処分により付された違反点数 | 23点 |
| 当該事業者が付された累積違反点数  | 32点 |